

下関で起きた虐待事件

検証報告

今日お話しすること

- ・ 虐待防止法施行後、明るみになった虐待事件
- ・ 下関の虐待事件について
- ・ 現地調査から見えてきたもの
- ・ 統計から見る虐待防止法
- ・ 虐待を続けさせないために必要なこと

虐待防止法施行後、明るみになった虐待事件

2012.10(毎日)	千葉県南房総市精神障害者入所施設「ふるさとホーム白浜」	
2012.11(朝日)	東京都西東京市の知的障害者支援施設「たんぽぽ」	
2012.12(東京)	埼玉県上尾市の「上尾かしの木特別支援学校」	
2013.2(福岡)	福岡県小郡市（おごおり）の就労継続支援施設「ひまわり」	
2014.10(産経)	滋賀県湖南市の知的障害児入所施設「近江学園」	
2015.2(毎日)	長崎県雲仙市の社会福祉法人「南高愛隣会」	
2015.6(産経)	山口県下関市の障害者福祉施設「大藤園」	<u>リンク</u>
2015.6(京都)	京都市伏見区の障害児入所施設「桃山学園」	
2015.7(tv朝日)	千葉県中央区精神科病院「石郷岡病院」 →入院患者	
2015.9(産経)	神奈川県川崎市介護付き有料老人ホーム「Sアミーユ川崎」 →高齢者	

video

現地調査から見えてきたもの

参考資料3

平成25年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

平成26年11月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

統計から見る 虐待防止法

ポイント①

事実確認

表 23 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,168	65.7%
虐待の事実が認められた事例	229	19.6%
虐待の事実が認められなかった事例	588	50.3%
虐待の判断に至らなかった事例	351	30.1%
事実確認調査を行っていない事例	623	35.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	454	72.9%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	53	8.5%
都道府県へ事実確認調査を依頼	37	5.9%
その他	79	12.7%
合計	1,791	100.7%

(注) 構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,625件、県から市区町村へ連絡された件数113件、昨年度、市区町村において検討中だった事案40件)の合計1,778件に対するもの。なお、複数の市区町村にまたがる事案があるため、1,778件とは一致しない。

市町村による事実確認

65.7%・35.0% 1778件中

表 26 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

	件数	構成割合
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	235	-
都道府県が独自に調査を実施した事例	5	-
計	240	-
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	21	8.8%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	34	14.2%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	28	11.7%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	16	6.7%
事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	44	18.3%
合計	143	-

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数235件及び都道府県が独自に調査を実施した5件の計240件に対するもの。ただし、市区町村へ連絡した113件の事例等があるため、240件と一致しない。

都道府県による事実確認

41.4%・18.3% 240件中

ポイント②

市町村・都道府県の対応

指導

もしくは

改善計画書を提出

表 39-1 市区町村による指導等（複数回答）

		件数
市区町村による指導等	施設等に対する指導	142
	改善計画提出依頼	100
	従事者への注意・指導	65

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 25 年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が 151 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 25 件であった。その他都道府県等による一般指導は、162 件であった。

表 39-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	151
	改善勧告	25
	公表	0
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	4
	指定取消	0
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	162

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 216 件、「勧告・命令等への対応」が 31 件であった。

表 39-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設等からの改善計画の提出	216
	勧告・命令等への対応	31

（注）「施設等から改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置（99件）以外に、都道府県・指定・中核市等による一般指導を受けての改善措置の件数（117件）も含まれる。

虐待を続けさせないために

思うこと

被害者救済措置

思うこと

内部告発者の救済

思うこと

改善計画立案には当事者が参画し、保護者と被害者に寄り添い
新たな地域生活を模索する

下関で起きた虐待事件

検証報告 2015.10.17